

京都市告示第730号

車両制限令第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を下記のとおり指定する。

令和 5年 3月28日

京都市長 門川 大作

1 指定する道路の路線名及び区間

道路の種類 市 道

路線名	区 間
一般市道新千本通 (梅小路通含む)	下京区朱雀内畑町3番地地先から 同区梅小路東町83番地の2地先まで
一般市道梅小路通	下京区梅小路西中町111番地地先から 同区梅小路東町83番地の2地先まで
一般市道八条通	下京区梅小路西中町111番地地先から 同区七条御所ノ内町90番地の5地先まで

2 指定する期日 令和 5年 4月 1日

(建設局土木管理部道路明示課)